

国民年金の第1号被保険者には
独自給付があります



付加年金

本人の申し出により、加入
することができません。

定額の保険料に付加保険料
(400円)を加えて納めま
す。ただし、保険料の免除を
受けられている方、および国
民年金基金へ加入している方
は付加保険料を納付できませ
ん。

付加年金の年金額は、20
0円×付加保険料納付月数で
す。たとえば、10年納めると
(2000円×120月＝24
000円)で計算された年金
額が基礎年金額に加算されま
す。

寡婦年金

老齢基礎年金の資格期間
(25年)を満した夫が、年
金を受けないで死亡した場合
に、10年以上婚姻期間があっ
た妻に対し、60歳から65歳ま
での間、寡婦年金が支給され
ます。

年金額は夫の基礎年金で計

算した額の4分の3です。

ただし、夫が障害基礎年金
の受給権をもっているとき、
または、妻が繰り上げの老齢
基礎年金を受けているときは
支給されません。

死亡一時金

第1号被保険者としての保
険料納付期間(一部納付期間
のある方はその期間に応じて
計算した期間)が3年以上あ
る方が死亡した場合に、死亡
一時金が支給されます。

ただし、死亡した方が老齢
基礎年金または障害基礎年金
の支給を受けていたとき、ま
たは、死亡により遺族が遺族
基礎年金の支給を受けられる
ときは支給されません。

短期在留外国人の脱退一時金

日本に住む外国人も、20歳
以上60歳未満の方は国民年金
に加入することになります。

国民年金の保険料納付期間
(一部納付期間のある方はそ

の期間に応じて計算した期間)
が6カ月以上あり、老齢基礎
年金の受給資格のない短期在
留の外国人は、被保険者資格
を喪失して、日本国内に住所
を有しなくなった日から2年
以内に請求を行えば、脱退一
時金が支給されます。

中学・高校生対象
第2回ねんきん作品
コンクール募集

年金教育の一環として、次
世代を担う県内の中学・高校
に在籍する生徒を対象に実施
します。

応募作品(3部門)

- ① 標語
- ② イラスト
- ③ ポスター

募集期限
10月31日(水)

*標語には「ねんきん」もし
くは「年金」を入れてくだ
さい。

*イラストおよびポスターに
は、「年金は世代と世代の
支え合い」「年金でつくる
豊かな老後」または「家族
と年金」「年金は老後だけ
じゃない」をテーマに表現
してください。

標語・イラスト部門につい
ては、学校配布済みのハガキ
をご利用ください。ポスター
の部につきましては、四つ切
の画用紙を使用し、学校単位
で応募してください。

土曜日・時間外の
年金相談のお知らせ(10月)

場所

高知社会保険事務局幡多事務所
*第2月曜日は時間外年金相
談日

● 10月9日(月)

午後7時まで受付時間を延
長して年金相談を行って
います。

*第2土曜日は年金相談日

● 10月13日(土)

午前9時半から午後4時
まで年金相談を行っています。

○お問い合わせ

高知社会保険事務局幡多事務所

☎34-1616

メジロの捕獲許可・飼養登録を!

メジロを捕獲するには許可が必要です。また、捕獲したメジロを飼うには登録が必要です。

◆捕獲できるのはメジロのみです。 ◆1世帯につき1羽のみ飼うことができます。

登録なく野鳥を飼うことは原則として法律で禁止されています。違反した場合は罰せられます。

○お問い合わせ

佐賀総合支所 海洋農林課 農林土木係 ☎55-3115(直通)

大方総合支所 産業振興課 農林振興係 ☎43-1888(直通)

